

# 神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

「雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。」

「使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。」

- 令和2年10月1日から、神奈川県最低賃金は  
時間額 1,012円  
(1円引き上げ)となりました。
- 神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。
- 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。
  - ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
  - ② 臨時に支払われる賃金
  - ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
  - ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金
- 中小企業・小規模事業者向けに各種支援策（助成金（注）含む）、無料相談を用意しています。  
詳しくは下記の「神奈川働き方改革推進支援センター」にお問い合わせください。

※神奈川働き方改革推進支援センター

(ランゲート株式会社受託)

電話：0120-910-090 FAX：0120-971-030

メール：[hatarakikata@mb.langate.co.jp](mailto:hatarakikata@mb.langate.co.jp)

住所：横浜市中区尾上町5-77-2

馬車道ウエストビル6階

担当 神奈川労働局労働基準部賃金室

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57

横浜第2合同庁舎8階（電話045-211-7354）

(注)「業務改善助成金」は事業場内最低賃金を30円以上引上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。